

多賀町個性輝く自治活動補助金交付要綱

平成18年5月1日

要綱第9号

(趣旨)

第1条 町長は、自主性と責任を基礎とした主体的な地域づくりの気運を高め、町民一人ひとりが主役の個性輝く多賀町を築いていく契機とするため、住民に身近な自治の場であるコミュニティを舞台として、町民が自ら考え、自ら行う自治活動における経費に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、交付に関しては、多賀町補助金等交付規則（昭和63年多賀町規則第12号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業および補助金額)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自治会、町内会または区等の地域住民で構成する住民組織および町民団体または任意団体等が個性と活気あるまちづくりに向けて取組む事業で、補助対象経費および補助率等は別表のとおりとする。ただし、政治的活動または宗教的活動を目的とするものを除くものとする。

(補助金交付の申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「補助事業者」という。）は、多賀町個性輝く自治活動補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 多賀町個性輝く自治活動補助事業計画書（別記様式第2号の1および別記様式第2号の2）
- (2) 補助対象経費の積算資料（内訳明細の確認できるもの）
- (3) 工事を伴う事業にあつては、位置図および平面図
- (4) 別表区分3の項および4の項に規定する事業にあつては、まちづくり活動活性化（団体育成・活性化）事業概要書（別記様式第3号）、事業収支予算書（別記様式第4号）および団体概要書（別記様式第5号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請を受けた場合は、当該申請書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、その交付を決定し、規則第6条に規定する決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第4条 前条第2項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助事業を中止し、もしくは廃止し、または補助事業の内容を変更するときは、多賀町個性輝く自治活動補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第6号)を町長に提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合はこの限りではない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用するものとする。

(実績報告)

第5条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに多賀町個性輝く自治活動補助事業実績報告書(別記様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に報告しなければならない。

- (1) 多賀町個性輝く自治活動補助事業実績報告書(別記様式第8号の1および別記様式第8号の2)
 - (2) 事業の実績および成果の分かる資料(事業前および事業後の写真等)
 - (3) 領収書および請求書の写し(内訳明細が確認できるもの)
 - (4) 工事を伴う事業にあつては、平面図、位置図および契約書の写し
 - (5) 別表区分3の項および4の項に規定する事業にあつては、まちづくり活動活性化(団体育成・活性化)事業報告書(別記様式第9号)および事業収支決算書(別記様式第10号)
 - (6) その他町長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第6条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するかどうかを審査し、適合すると認めたときは、規則第13条に規定する確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、多賀町個性輝く自治活動補助金交付請求書(別記様式第11号)を町長に提出しなければならない。

2 補助金は、概算払により交付することができるものとする。概算払を受けようとする補助事業者は、交付決定通知後、多賀町個性輝く自治活動補助金概算払交付申請書(別記様式第12号)に理由を付して町長に提出しなければならない。

(概算払の交付額確定通知)

第8条 町長は、前条第2項の規定による申請を受けた場合は、当該申請書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その申請に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき時期および補助金の額を確定し、規則第17条に規定する確定通知書により申請者に通知するものとする。

(概算払の交付)

第9条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、概算払を受けようとするときは、多賀町個性輝く自治活動補助金概算払交付請求書（別記様式第13号）を町長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第10条 補助事業により取得し、または効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、町長の承認を受けることなく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

(補助金に係る帳簿等の保存年限)

第11条 補助事業者は、補助金に係る帳簿および証拠書類を、当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

この要綱は、施行から起算し5年以内に見直しをするものとする。

付 則(平成20年9月12日要綱第11号)

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年5月26日要綱第8号)

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年11月15日要綱第15号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成24年2月21日要綱第2号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成26年3月19日要綱第2号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成28年4月1日要綱第17号)

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年4月21日要綱第18号)

この要綱は、交付の日から施行する。

別表（第2条関係）

多賀町個性輝く自治活動補助事業

区分	補助対象経費	補助対象経費の内容等	補助率	補助限度額
1 自治ハウス整備事業	(1) 建築等 自治会、町内会、区等の地域住民組織（以下「自治会等」という。）が実施する集会所の建築または購入に要する経費	(ア) 対象となる経費は、集会所の建築に要する仮設工事費、建築工事費、電気設備工事費、機械設備工事費とする。（外構工事、既存建物除去費、備品整備費等は対象としない。） (イ) 過去に次のいずれかの補助を受けて集会所の建築等または用地取得を行った自治会等にあつては、原則として当該補助から20年以上経過した場合でなければ、交付を受けることができない。 ア 草の根ハウス設置事業費補助金 イ 個性輝く自治活動補助金（自治ハウス整備事業） ウ 市町振興総合補助金個性輝く自治活動支援（自治ハウス整備） エ 自治振興交付金（個性輝く	7/12以内	900万円

	自治活動支援事業)		
<p>(2) 人にやさしい改造 自治会等が実施する平成12年以前に建築された既存集会所およびその敷地内の通路を人にやさしい構造に改造するために要する経費。ただし、事業費の下限は50万円とする。</p>	<p>(ア) 対象となる経費は、バリアフリー化に伴う仮設工事費、段差解消工事費、スロープ設置工事費、手すり取付工事費、衛生機器（トイレ）工事費、電気設備工事費、給排水衛生設備工事費とする。（ただし、公共枡までのみ対象とする。）</p>	7/12以内	200万円
<p>(3) 大規模改修 自治会等が実施する既存集会所の主要構造部の改修に要する経費およびその改修を行う上で必要となる他の改修に要する経費。ただし、事業費の下限は200万円とする。</p>	<p>(ア) 対象となる経費は、建築基準法第2条第5号に掲げる主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根または階段）の改修に要する工事費およびその改修を行う上で必要となる他の改修に要する工事費とする。</p> <p>(イ) 過去に次のいずれかの補助を受けて集会所の建築等または用地取得を行った自治会等にあつては、原則として当該補助から10年以上経過した場合でなければ、交付を受けることができない。</p> <p>ア 市町振興総合補助金個性輝く自治活動支援（自治ハウス整備）</p>	7/12以内	200万円

		イ 自治振興交付金（個性輝く自治活動支援事業）		
	(4) 集会所の修繕 上記(3)の対象とならない自治会等が実施する既存集会所の大規模修繕に要する経費。ただし、事業費の下限は100万円とする。	対象となる経費は、上記(3)の対象とならない改修に要する工事費で、屋根の葺き替え、床の補修など大規模修繕に要する工事費とする。	1/3以内	100万円
2 コミュニティ防災力向上促進事業	(1) 耐震診断 自治会等が実施する集会所等の簡易診断に要する経費	耐震診断の補助対象とする建物は次の要件の全てを満たすものとする。 (ア) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの (イ) 当該地区に自主防災組織があり、町の防災上、避難所として指定されているもの（指定予定を含む。）	1/3以内	木造8万円 非木造20万円
	(2) 耐震改修 倒壊または大破壊の危険があると診断された集会所を耐震上、安全な状態にするための改修で、避難所として必要なバリアフリー化を含む工事に要する経費（設計	耐震改修の補助対象とする建物は次の要件の全てを満たすものとする。 (ア) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの (イ) 耐震改修後に避難所としての活用が見込まれるものであり、避難所として必要なバリアフリー化のための改造を行うもの	1/3以内	木造260万円 非木造320万円

	監理費を含む)									
3 まちづくり活動活性化事業	町民団体や任意団体等（以下「町民団体等」という。）が本町において実施し、主たる効果が本町で生じる次のようなまちづくり活動に要する経費。ただし、事業費の下限は10万円とする。 (1) まちづくり振興につながる活動 介護支援、子育て環境づくり、青少年健全育成、地域環境の保全、地域緑化の推進等 (2) 住民自治のステップアップにつながる活動 地域間交流、NPOとの連携、企業との連携、地域ボランティアの組織化 (3) 個性あるまちづくりにつながる活動 まちのシンボル	(ア) 助成の対象となる町民団体等は、活動拠点を本町内に有する団体で、多賀町民1人以上を含むおおむね5人以上で構成され、規約等を定めている団体とする。 (イ) 事業期間は3年まで認めるものとする。 (ウ) 複数年で事業を実施する場合の補助金額は、全体で50万円とする。 (エ) 補助金の交付を受けられるのは、一町民団体等につき1回限りとする。 (オ) 対象となる経費は、次表に掲げる経費とする。ただし、町民団体等の基礎的な活動に要する経費は除くものとする。(施設の管理・運営、広報活動、集落内の清掃、運動会、文化祭、旅行、各趣味の会の活動、構成員の飲食費等)	1/3以内	50万円						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報償費</td> <td>講師等への謝礼、調査、研究等に係る謝礼など</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>外部講師、指導者などの交</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	内容	報償費	講師等への謝礼、調査、研究等に係る謝礼など	旅費	外部講師、指導者などの交		
補助対象経費	内容									
報償費	講師等への謝礼、調査、研究等に係る謝礼など									
旅費	外部講師、指導者などの交									

<p>づくり、地域文化の発信、地域特産品の開発、景観づくり等</p>		通費、宿泊費など		
	消耗品費	事業の実施に必要な事務用品、コピー用紙など		
	燃料費	事業の実施に必要な燃料費		
	印刷製本費	資料、パンフレットなどの事業に伴う印刷代など		
	光熱水費	事業の実施に必要なガス、水道代など		
	通信運搬費	事業に係る切手、電話代など		
	保険料	参加者を対象としたイベント保険掛金など		
	委託金	事業に伴う警備、会場設営費などの費用など		
	使用料および賃貸料	事業を実施するための会場使用料、機器借上料など		
	備品購入費	事業の実施に		

			必要不可欠と認める備品の購入費。ただし、補助対象経費の1/2以内の額とする。	
		その他	事業の実施に必要であると特に町長が認めたもの。	
4 団体育成・活性化事業	本町でまちづくり活動を継続的に実施する町民団体等の活動に要する経費	広域的なまちづくり振興につながる事業、活力と魅力あるまちづくりにつながる事業を継続的に実施すると認められる町民団体等に対しての活動経費とし、対象となる町民団体等および経費の内容は前区分に準ずることとする。	1/2以内	10万円

別記
様式第 1 号(第 3 条関係)

年度多賀町個性輝く自治活動補助金交付申請書

平成 年 月 日

多賀町長 様

申請者
住所
氏名 印

年度多賀町個性輝く自治活動補助事業について、多賀町個性輝く自治活動補助金を交付されるよう、多賀町個性輝く自治活動補助金交付要綱第 3 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 多賀町個性輝く自治活動補助事業計画書（様式第 2 号の 1 および第 2 号の 2）
- 2 補助対象経費の積算資料（内訳明細の確認できるもの）
- 3 工事を伴う事業にあっては、位置図および平面図
- 4 別表区分 3 の項および区分 4 の項に規定する事業にあっては、まちづくり活動活性化（団体育成・活性化）事業概要書（様式第 3 号）、事業収支予算書（様式第 4 号）および団体概要書（様式第 5 号）
- 5 その他町長が必要と認める書類

様式第 2 号の 1(第 3 条関係)

年度多賀町個性輝く自治活動補助事業計画書

補助事業者名	
--------	--

事業区分 (いずれかに○)	1 自治ハウス整備事業 2 コミュニティ防災力向上促進事業 3 まちづくり活動活性化事業 4 団体育成・活性化事業
------------------	--

補助金額	千円
------	----

【内訳】

区分	補助金額
1	千円
2	千円
3	千円
4	千円

注 様式第 2 号の 2 を添付すること。

様式第2号の2(第3条関係)

年度多賀町個性輝く自治活動補助事業計画書(内訳調書)

事業区分 _____

補助事業者名 _____

(単位:千円)

名称等	事業主体	事業概要	補助対象経費額	補助率	補助金額
合 計					

注 別表に掲げる区分毎に別葉で作成すること

様式第4号(第3条関係)

事業収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

財源内訳	予算額	内 訳
町補助金		
その他の収入 (団体構成員以外の参加料、寄付金等)		
自己負担額 (団体の自己資金、団体構成員の負担金等)		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

支出科目		予算額	内 訳
補助対象経費			
	小 計		
補助対象外経費			
	小 計		
合 計			

注 この収支予算書は、団体のすべての予算ではなく、申請する事業に係る予算のみを記載してください。

様式第5号(第3条関係)

団 体 概 要 書

団体名および 代表者名				
連絡先	担当者		電話	
	住所	〒 ー		
構成員 (代表者を含 む)	1		4	
	2		5	
	3		他 名、総数 名	
ホームページ	URL (開設している場合)			
団体の活動拠 点所在地	〒 ー 電話 : FAX : E-Mail :			
設立年月日	年 月 日 (NPO 法人取得の場合 取得年月日) 年 月 日			
活動内容				
活動実績				
添付書類	<input type="checkbox"/> 規約・会則・定款の写し <input type="checkbox"/> 活動内容、実績等の分かる書類			

様式第 6 号(第 4 条関係)

年度多賀町個性輝く自治活動補助事業変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

多賀町長 様

申請者
住 所
氏 名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった多賀町個性輝く自治活動補助事業について、下記のとおり計画を変更(中止・廃止)したいので、多賀町個性輝く自治活動補助金交付要綱第 4 条の規定により、承認されるよう申請します。

記

1 変更(中止・廃止)理由

2 変更内容

(注) 事業内容を変更する場合は、当該事業の交付申請書に添付した様式第 2 号の 1、第 2 号の 2 により変更前の内容と変更後の内容とが比較できるよう変更前の内容を黒字で記入し、変更部分はその上に赤字で記入したものを添付すること。

様式第 7 号(第 5 条関係)

年度多賀町個性輝く自治活動補助事業実績報告書

年 月 日

多賀町長 様

申請者

住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、多賀町個性輝く自治活動補助金交付要綱第 5 条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 多賀町個性輝く自治活動補助事業実績報告書(様式第 8 号の 1 および第 8 号の 2)
- 2 事業の実績、成果の分かる資料(事業前および事業後の写真等)
- 3 領収書および請求書の写し(内訳明細が確認できるもの)
- 4 工事を伴う事業にあつては、平面図、位置図および契約書の写し
- 5 別表区分 3 の項および区分 4 の項の区分に規定する事業にあつては、まちづくり活動活性化(団体育成・活性化)事業報告書(様式第 9 号)および事業収支決算書(様式第 10 号)
- 6 その他町長が必要と認める書類

様式第 8 号の 1(第 5 条関係)

年度多賀町個性輝く自治活動補助事業実績報告書(総括調書)

補助事業者名	
--------	--

事業区分 (いずれかに○)	1 自治ハウス整備事業 2 コミュニティ防災力向上促進事業 3 まちづくり活動活性化事業 4 団体育成・活性化事業
------------------	--

補助金額	交付決定	千円
	実績	千円

【内訳】

区分		補助金額	
		交付決定	実績
1		千円	千円
2		千円	千円
3		千円	千円
4		千円	千円

注 様式第 8 号の 2 を添付すること。

様式第8号の2(第5条関係)

年度多賀町個性輝く自治活動補助事業実績報告書(内訳調書)

事業区分 _____

補助事業者名 _____

(単位:千円)

名称等	事業主体	事業概要	補助対象 経費額	補助 率	補助金額
合 計					

注 別表に掲げる区分毎に別葉で作成すること

様式第9号(第5条関係)

まちづくり活動活性化(団体育成・活性化)事業報告書

事業名	
団体名	
実施場所	
参加者数	人
事業の概要	【事業の内容・成果・今後の展開など具体的に記載してください】

注 事業の実績が分かる資料や写真を添付してください。

様式第 10 号(第 5 条関係)

事業収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

財源内訳	決算額	内 訳
町補助金		
その他の収入 (団体構成員以外の参加料、 寄付金等)		
自己負担額 (団体の自己資金、団体構成員の負担金等)		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

支出科目		決算額	内 訳
補助対象経費			
	小 計		
補助対象外経費			
	小 計		
合 計			

(注) この収支決算書は、団体のすべての決算ではなく、申請した事業に係る決算のみを記載してください。

様式第 11 号(第 7 条関係)

多賀町個性輝く自治活動補助金交付請求書

金 円

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知があった多賀町個性輝く自治活動補助金を上記のとおり交付されるよう多賀町個性輝く自治活動補助金交付要綱第 7 条の規定により請求します。

年 月 日

多賀町長 様

請求者
住 所
氏 名 印

振込口座

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第12号(第7条関係)

年度多賀町個性輝く自治活動補助金概算払交付申請書

年 月 日

多賀町長 様

申請者
住 所
氏 名 印

年度多賀町個性輝く自治活動補助金について、 円の交付決定があったが、次の理由につき、多賀町個性輝く自治活動補助金交付要綱第7条により、概算払を交付されるよう申請します。

1 交付時期 月
交付申請額 円

2 概算払を申請する理由

様式13号(第9条関係)

年度多賀町個性輝く自治活動補助金概算払交付請求書

金 円

年 月 日付け多 第 号で額の確定の通知があった多賀町個性輝く自治活動補助金を上記のとおり概算払で交付されるよう多賀町個性輝く自治活動補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

年 月 日

多賀町長 様

請求者
住 所
氏 名 印

振込口座

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	